

日本トロンボーン協会 山口支部 規約

(名称)

第1条 この団体は、日本トロンボーン協会 山口支部（以下「本会」という。）と称する。

(所在)

第2条 本会は、山口県山口市小郡下郷 1214 番地 1 に所在を定め、事務を統括する。

(目的)

第3条 本会は、トロンボーンを通じて芸術文化の研鑽と振興、及び次代への継承のために、会員相互の連繋や技術交流、後継者の育成を図り、もって当地方における伝統文化の昂揚発展と、音楽的情操教育の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 演奏会の開催
- 各種演奏会への出演
- 研修会、講習会の開催
- コンクール・コンペティションの開催
- その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- 正会員—山口県および近県に在住または勤務していて、職種を問わず、音楽活動を行っている者。その他、会員の推薦を受け、役員会で承認を受けた者。
- 準会員—山口県内および近県に在住または通学して、音楽を学んでいる者。
- 賛助会員—本会の主旨に賛同する個人及び団体とする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き、会を運営する。また実務を執行部に委任する。

- 支部長—会を統括し代表する。(1名)
- 副支部長—支部長を補佐し、支部長不在の場合は代行する。(若干名)
- 理事—支部長の諮問に応じ、必要事項について助言する。(若干名)

- 事務局長—会の事務を統括する。(1名)
- 会計—本会の会計を行う。(1名)
- 書記—本会の記録と必要とする通信事務を行う。(1名)
- 監事—必要により本会の監査を行う(1名)
役員は本会の総会で互選し、任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(顧問および相談役)

第8条 本会には、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- 顧問及び相談役は役員会でこれを推薦し、支部長がこれを委嘱する。
- 顧問及び相談役は本会の運営につき役員会及び支部長に助言する。

(会議)

第9条 本会は決算承認と、事業並びに運営上の重要事項を議決するため、毎年会計年度末から3ヶ月以内に定期総会を開く。

第10条 支部長は必要により、臨時総会を招集する。

第11条 支部長は必要により、役員会を招集する。

第12条 総会ならびに役員会の決議は総出席者(委任状を含む)の過半数の賛成をもって議決するものとする。

(会費)

第13条 本会の運営に必要とする会費(年会費)を、新しい年度が始まって2ヶ月以内に次のとおり徴収する。又、必要により臨時会費を役員会の議決により徴収する。

- 正会員—3千円
- 準会員—1千円
- 賛助会員
ア 個人—2千円
イ 団体又は法人—5千円

第14条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(退会)

第15条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時には役員会の議決により除名する。年会費未納の時には通告をして期日までの納付がない時には会員資格を失い退会とする。

(付則)

第16条 本会は、平成24年7月20日より施行する。

日本トロンボーン協会 山口支部

入会申込書

平成 年 月 日

フリガナ	
氏名	(男・女)
生年月日	年 月 日
フリガナ	
現住所	
電話	
FAX	
携帯電話	
E-mail:	
お勤め先	
現在の学校名	
楽器経験	(年)
会員種別	正会員・準会員・賛助会員(法人・一般)
入会申込	日本トロンボーン協会山口支部への入会を申し込みます。
署名	

※ご記入いただきました個人情報につきましては本会の運営に必要な場合のみ使用し、その他の目的で使用すること、または第三者に提供することはいたしません。